

**アスベスト被害救済のための
労災補償・健康管理手帳・アスベスト新法
活用法**

平成24年改訂別冊

大阪じん肺アスベスト弁護団

【改訂にあたって】

本書の初版が出版された平成18年以降も、石綿による健康被害の発生は続き、多数の方が労災やアスベスト新法による給付を受ける一方で、これらの制度の不十分性も問題とされ、労災等の認定基準に関し、数回の変更がなされました。そこで、本書を、最新の動向に即応したより分かり易い内容とするため、改訂することとしました。

この間、全体としては、救済範囲を拡大する方向での変更がなされてきましたが、後述のとおり、肺がん認定基準の一部を廃止した点は、救済範囲を大幅に狭めるものとして強く批判されており、今後の動向が注目されます。

本書の改訂内容の概要と改訂した頁数は次のとおりです。詳しくは、次ページの改訂箇所一覧表をご参照ください。

労災認定基準（15頁，17～19頁）

現行の基準は、平成24年3月に改正されたものであり（平成24年3月29日基発0329第2号）、この間の改正により、びまん性胸膜肥厚と肺がんの認定要件が変更されました。びまん性胸膜肥厚については、要件を緩和する方向の改正がなされ、肺がんについて、平成24年3月の改正で、従来、本省協議に付されていた一定の事例について、基準が明文化されるとともに、明文の基準の一部が廃止されました。

健康管理手帳の交付要件（8～9頁，20頁，23頁，73～77頁）

一定の石綿業務従事歴（従前は直接業務に限定）と医学的所見の両方が必要でしたが、平成19年10月1日と平成21年4月1日の改正（いずれも施行日）により、医学的所見と石綿業務従事歴（周辺業務の追加）の両面で要件が緩和されました。

アスベスト新法（11～12頁，26頁）

平成18年3月27日のアスベスト新法施行後、平成20年12月1日に法改正、平成22年7月1日に政令改正、平成23年8月30日に法改正（いずれも施行日）が行われ、救済の拡大が図られています。これらの改正により、石綿肺とびまん性胸膜肥厚が一定の要件の下で救済対象とされ、また、請求期限も延長されました。

改訂箇所一覧表

初版	改訂版	内容	差替	新補
2頁	1頁	(4)周辺住民や労働者の家族の場合	○	
8～9頁	1～3頁	3 じん肺管理区分と健康管理手帳	○	
11～12頁	4～6頁	4 アスベスト新法による補償	○	
15頁	7頁	第2章 1 手続選択フローチャート	○	
17頁	8頁	石綿ばく露労働者		○
	8～9頁	肺がん認定基準について		○
	10頁	石綿による疾病の認定基準(肺がん関係)の改正のポイント		○
	11頁	肺がんフローチャート	○	
19頁	12頁	びまん性胸膜肥厚認定基準について		○
	13頁	びまん性胸膜肥厚フローチャート	○	
20頁	14頁	石綿健康管理手帳フローチャート	○	
21頁	15頁	石綿ばく露作業	○	
23頁	16頁	健康管理手帳を交付する業務(安衛法67条1項)	○	
26頁	17頁	アスベスト新法による給付の概要	○	
73～77頁	18～24頁	4 健康管理手帳交付申請の書式	○	
—	25～41頁	石綿による疾病の認定基準について(基発 0329 第2号 平成24年3月29日)		○

(4) 周辺住民や労働者の家族の場合

「原発性肺がん」「中皮腫」「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚」の場合には、アスベスト新法の適用対象となります。詳しくは、「アスベスト新法による補償」(改訂版 4 頁)をごらんください。

(1) じん肺管理区分とは 初版に同じ

(2) 健康管理手帳とは

ア 概要

健康管理手帳は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、安衛法施行令 23 条で定めるものに従事していた者のうち、安衛法施行規則 53 条で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、都道府県労働局長から交付される手帳です(安衛法 67 条 1 項)。

アスベストに関連した業務に従事していた方は、石綿等(「石綿若しくは石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する製剤その他の物」をいいます。)の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に係る健康管理手帳(「石綿健康管理手帳」と、粉じん作業に係る業務に係る健康管理手帳(「じん肺健康管理手帳」)の申請が可能です。

イ 石綿健康管理手帳

(ア) 石綿健康管理手帳交付要件の改正概要

■平成 19 年改正(平成 19 年 10 月 1 日から施行)

従前、石綿健康管理手帳の交付要件は、胸部エックス線検査等で、「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること」とされていましたが、平成 19 年改正により、一定の石綿業務従事歴があれば、手帳が交付されることになりました。

■平成 20 年改正 対象業務の「周辺業務」への拡大(平成 21 年 4 月 1 日から施行)

石綿健康管理手帳の交付対象業務は、従来、石綿等の製造又は取扱いの業務(直接業務)に限られていましたが、平成 20 年改正により周辺業務も交付対象業務とされました。

なお、改正の詳細は、厚生労働省のホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>)でも確認することができます。

■直接業務の意義

直接業務とは、直接、石綿製品を製造し、又は取り扱う業務をいいます。

「直接業務」の具体例としては以下のような場合があります。

- a 各種の石綿製品の製造作業
- b 車両や船舶等の区切られた空間で石綿を取り扱う作業
- c 石綿製品が使用されている建物等の解体作業

■周辺業務の意義

周辺業務とは、直接業務に伴い石綿の粉じんを発散する作業場における直接業務以外の業務をいいます。

「周辺業務」の具体例としては以下のような場合があります。

- a 石綿製品を製造（直接業務）している工場内で、事務員や出入業者が直接石綿を取り扱わない作業をしている場合
- b 石綿の吹き付け作業（直接業務）が行われている建設現場で、電気業者塗装業者等が直接石綿を取り扱わない作業をしている場合

(イ) 石綿健康管理手帳の交付要件と申請に必要なもの

■交付要件

石綿健康管理手帳の交付要件は、対象業務の類型に応じ、以下のとおりとなります。

<直接業務の交付要件>

以下のいずれかの要件に該当すれば足りるものとされています。

① 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

*ここでいう胸膜肥厚には胸膜プラークも含む。

*胸膜肥厚は片肺のみで足りる。

② 下記の作業に1年以上従事していたこと（ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年以上経過していること）。

- ・石綿製品の製造作業
- ・石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
- ・石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿の除去の作業を含む。）

③ ②の作業以外の石綿を取り扱う作業（直接業務）に10年以上従事していたこと。

(注意事項)

直接業務の交付要件②③両方の作業従事歴がある方については合算することができます。

要件②の作業従事期間の月数を10倍し、要件③の作業従事期間の月数に足し合わせ、合計が120か月以上の場合であって、かつ、初めて曝露した日から10年以上経過している場合には、手帳を受け取ることができます（平成19年9月26日基発第0926009号）。

(例)：要件②の作業に6か月間、要件③の作業に6年間従事しており、かつ、初めての曝露から10年以上経過している場合→(6か月×10) + 6年(72か月) = 132か月 ≥ 120か月→手帳を受け取ることができます。

<周辺業務の交付要件>

① 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

*ここでいう胸膜肥厚には胸膜プラークも含む。

*胸膜肥厚は片肺のみで足りる。

■申請に必要なもの

申請書類は、最寄りの労働局で取り寄せるか、労働局のホームページからダウンロードすることができます。

a 健康管理手帳交付申請書

b 従事歴申告書

c 石綿業務に従事していたこと及び従事期間を証明する以下の書類

(a) 事業者の証明が得られる場合

→事業者証明書（従事歴証明書の事業者用）

(b) 事業者の証明が得られない場合

→本人申立書及び同僚証明書（従事歴証明書の同僚用）2名以上

(c) 以上のいずれも得られない場合

→本人申立書及び従事歴を証明する以下の書類

・社会保険の被保険者記録照会回答票（社会保険事務所で入手可）

・じん肺健康診断結果証明書の写し

・雇用保険の証明書（雇用保険被保険者資格取得届確認照会回答書）

・給与明細

・その他、本人申立書の記載を裏付ける客観的な資料

d 以上の他、要件①（両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること）で申請する場合は、胸部レントゲン写真、CT 写真、診断書（石綿による不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影がある旨記載された診断書又はじん肺健康診断結果証明書等）。

ウ じん肺健康管理手帳

じん肺健康管理手帳の交付要件は以下のとおりです。

① じん肺法第2条第1項第3号に規定する粉じん作業に係る業務（24頁～25頁「粉じん作業」参照）に従事していたこと。

② じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理区分2又は3であること。

エ 健康管理手帳交付の効果

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関等で、定められた項目による健康診断を決まった時期に無料で受けることができます。石綿健康管理手帳とじん肺健康管理手帳は、健康診断の頻度や内容の点が異なっています（「健康管理手帳を交付する業務」表参照）。

なお、石綿健康管理手帳とじん肺健康管理手帳は、両方とも交付される可能性があります。

4 アスベスト新法による補償

石綿により健康被害を受けた方及びその遺族の方の救済を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律（以下、「アスベスト新法」といいます）が制定され、平成18年3月27日に施行されました。その後、平成20年12月1日及び平成23年8月30日にアスベスト新法の改正、平成22年7月1日に政令の改正が行われ、救済の拡大が図られています。

(1) アスベスト新法の概要

ア 請求できる方は、次の①②に大別できます。

① 周辺住民等の方

石綿関連の仕事をしていなかった方や、労災制度の適用のない一人親方などで国が指定した病気（指定疾病。下記イ参照）に罹患したことにより、治療を受ける方本人もしくは死亡した方の遺族です（便宜上「周辺住民等の方」とします）。

② 労災時効の方

指定疾病により死亡した労働者（石綿関連の仕事をしていた方）の遺族で、労災の遺族補償給付が5年間の消滅時効にかかってしまった方です（便宜上「労災時効の方」とします）。

イ 指定疾病

周辺住民等・労災時効の方のいずれの場合も、政令で、石綿を吸ったことによる

- ・中皮腫
- ・肺がん
- ・著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺
- ・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

に限定されています。

上記のうち、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚は、平成22年の政令改正で追加されたものです。

(2) アスベスト新法による補償内容

ア 周辺住民等の方

- ① 生存している方は、まず、申請により、指定疾病にかかった旨の認定を受ける必要があります。認定を受けた方には、「石綿健康被害医療手帳」が交付されます。この手帳を健康保険が使用できる医療機関で提示すれば、原則として、無料で指定疾病の治療が受けられます（医療費）。ただし、差額ベッド代や高額療養費は支給されません。高額療養費は健康保険の手続が必要ですので、ご注意下さい。

また、認定を受けた方が、別途請求すれば、既に支払った医療費の自己負担分が支給されます。

その他、医療費以外の諸費用についての手当として「療養手当」が支給されます。

平成20年のアスベスト新法改正により、医療費・療養手当ともに、療養開始日以降の費用が支給されることになりました。すなわち、認定を受けた方の請求により、医療費については療養開始日から、療養手当については療養開始日の属する月の翌月分から支給されます。ただし、支給対象となるのは、認定申請から遡って3年前までのものに限られますので、ご注意ください。

- ② ①の方で、その後に死亡した方については、別途請求すれば、葬祭を行った遺族に対して「葬祭料」、生計が同一であった遺族に対して「救済給付調整金」、「未支給の給付」が支給されます。
- ③ 指定疾病にかかった旨の認定を申請中に申請者が死亡した場合は、生計が同一であった遺族が別途①と同じ申請を行い、死亡した方が認定を受けることができる方であったとの決定を受ければ、②と同様、遺族に葬祭料などが支給されます。
- ④ アスベスト新法施行日及び改正政令施行日（中皮種・肺癌の場合は平成18年3月27日。著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚の場合は平成22年7月1日）までに死亡していた方（施行前死亡者）、及び、アスベスト新法及び改正政令の施行後申請をせずに死亡した方（未申請死亡者）については、生計が同一であった遺族に、「特別葬祭料」と「特別遺族弔慰金」が支給されます。平成23年8月30日のアスベスト新法改正により、請求期限は以下のとおりとなっています。

(i) 施行日までに死亡していた方（施行前死亡者）のご遺族の場合

指定疾病	施行日	請求期限
中皮腫、肺癌	平成18年3月27日	平成34年3月27日
著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚	平成22年7月1日	平成38年7月1日

(ii) 施行日以降に申請をせずに死亡した方（未申請死亡者）のご遺族の場合

指定疾病	死亡日	請求期限
中皮腫、肺癌	平成18年3月27日～ 平成20年11月30日	平成35年12月1日
	平成20年12月1日 以降	死亡後15年以内
著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚	平成22年7月1日以降	

イ 労災時効の方

労災時効の方のうち、死亡労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者などの遺族に対しては、**特別遺族年金**が支給されます。また、年金支給対象とならない遺族については、**特別遺族一時金**が支給されます（特別遺族年金及び特別遺族一時金を合わせて、**特別遺族給付金**と呼びます）。

平成23年8月30日のアスベスト新法改正により、特別遺族給付金の支給対象及び請求期限は以下のとおりとなっています。

支給対象	請求期限
平成28年3月26日までに死亡した労働者の遺族	平成34年3月27日まで

なお、前述の(1)ア②のとおり、特別遺族給付金が支給されるのは、労災の遺族補償給付が5年間の消滅時効にかかってしまった方に限られます。平成18年8月30日以降に死亡した労働者の遺族の方で、まだ、労災の遺族補償給付が消滅時効にかかっていない場合は、お早めに労災の請求手続を行ってください。

ウ 給付額の目安

改訂版17頁の『アスベスト新法による給付の概要』を参考にして下さい。

(3) 請求書の提出先

周辺住民等の方については、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所、一部の保険所です（環境省の管轄）。一方、労災時効の方については、管轄の労基署になりますので（厚労省の管轄）、ご注意下さい。

なお、初版当時と比べて大きな変更がなかったことから、請求書の書式については改訂版に収録しませんでした。請求書等の用紙は提出先の各機関や独立行政法人環境再生保全機構のホームページ、厚労省のホームページから入手できます。

<ホームページ、法令データ>

独立行政法人環境再生保全機構：<http://www.erca.go.jp/asbestos/relief/index.html>

アスベスト新法：<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18H0004.html>

アスベスト新法施行令：<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18SE037.html>

第2章 資料編

1 手続選択フローチャート

(1) どのフローチャートを見たらよいか？

			どんな病気か？						
			石綿肺	原発性肺がん	中皮腫	胸水	胸膜肥厚	その他の症状	
相談者の立場は？	労働者	労災	石綿肺フローチャートを見る(初版16頁)	肺がんフローチャートを見る(改訂版11頁)	中皮腫フローチャートを見る(初版18頁)	胸水フローチャートを見る(初版19頁)	びまん性胸膜肥厚フローチャートを見る(改訂版13頁)	なし	
		3号手帳		なし					
		11号手帳	石綿健康管理手帳(11号)フローチャートを見る(改訂版14頁)						
	事業主	労災	特別加入して入れば、労災保険OK → 労働者の労災のフローチャートを見る						
		健管手帳	なし						
	周辺住民や家族	新法	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺は適用対象	適用対象		適用対象外		著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚は適用対象	適用対象外

(2) フローチャートと資料

- ・石綿肺フローチャート(初版16頁)
- ・肺がんフローチャート(改訂版11頁)
- ・中皮腫フローチャート(初版18頁)
- ・胸水フローチャート(初版19頁)
- ・びまん性胸膜肥厚フローチャート(改訂版13頁)
- ・石綿健康管理手帳(11号)フローチャート(改訂版14頁)
- ・石綿ばく露作業 一覧表(改訂版15頁)
- ・じん肺管理区分 / X線写真の像の型(初版22頁)
- ・健康管理手帳を交付する業務(改訂版16頁)
- ・粉じん作業一覧表(初版24、25頁)
- ・アスベスト新法による給付の概要(改訂版17頁)

石綿ばく露労働者

「石綿ばく露労働者」とは、各疾患に共通の要件であり、「石綿ばく露作業」に従事したことのある労働者を意味します。石綿ばく露作業として、通達（基発 0329 第 2 号）は、石綿紡織製品の製造、石綿の吹き付け、石綿製品の切断等の加工業、石綿製品が用いられている建物の解体作業等を例示し、これらと同程度に石綿粉じんのばく露を受ける作業、周辺において間接的なばく露を受ける作業が含まれると規定しています。

初版では 21 頁に記載されていますが、通達が新しくなっているため、改訂版 15 頁に差し替えています。

肺がんの認定基準について

1. 業務起因性判断の考え方

肺がんは石綿以外の原因（例えば喫煙）によっても生じる非特異性疾患であるため、肺がん発症の相対リスクが 2 倍以上、すなわち、発症の寄与度割合を 50% 以上に高める石綿ばく露量があった場合に、当該肺がんが石綿に起因するものとみなすとされています。そして、どのような場合に肺がん発症の相対リスクが 2 倍以上になるかについて、国際的な基準であるヘルシンキクライテリアでは、暴露期間、肺内の石綿繊維もしくは石綿小体の数といった複数の指標が判断基準としてあげられています。わが国の認定基準も基本的には、このヘルシンキクライテリアと同様の考え方に基づくものです。

2 認定基準の変遷

(1) 平成 18 年基準

肺がんの認定基準について、「活用法」では発刊当時の認定基準である平成 18 年 2 月 9 日付け基発 0209001 号に基づく記述となっています。

平成 18 年基準の認定基準については、「活用法」の 17 頁の記載をご参照ください。この基準のアウトラインを図にすると、「石綿による疾病の認定基準（肺がん関係）の改正のポイント」の「改正前の基準」の図になります。

(2) 平成 19 年 3 月 14 日付け通達

ところが、厚生労働省は、平成 18 年肺がん認定基準のうち、「肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められ、かつ、石綿ばく露作業の従事期間が 10 年以上あること」の判断及び事務処理に関して、「石綿による肺がん事案の事務処理について」と題する通達を発出しました（平成 19 年 3 月 14 日付け基労補発第 0314001 号通達）

この平成19年通達により、10年以上の石綿暴露作業歴がある場合であっても、石綿小体が乾燥肺重量1g当たり5000本を下回る場合には、本省協議に付するとされました。

この平成19年通達が出されるまでは、10年以上の石綿ばく露作業への従事が認められ、かつ石綿小体はその数に関わらず認められれば、石綿肺がんの労災認定がなされてきていたのが、平成19年通達によって、石綿小体の数が5000本に満たないものは本省協議とされ、根拠のない不支給決定が頻発されるようになったのです。

これに対しては、不支給処分決定取消請求事件が複数提訴されていましたが、平成24年2月23日に東京地方裁判所で、平成24年3月22日に神戸地裁判決で、相次いで判断が下され、いずれの判決も、「10年以上の石綿ばく露作業従事歴のあるものについて、石綿小体等の数量を判断要件に加えた結果、救済範囲を狭めることとなる内容の平成19年認定基準は、平成18年報告書の趣旨に反するものと認められる。」として、明確に平成19年通達の内容に合理性はないと断じました。

(3) 平成24年3月29日付け通達

平成24年3月29日付基発0329第2号は、肺がん認定基準の明確化を図るとして出されたものです。下記の厚労省ホームページ「石綿による疾病の認定基準（肺がん関係）の改正のポイント」の図に示すように、新たな基準も付加されましたが、他方、10年以上の職歴があり、肺内に石綿小体や石綿繊維が存在する場合であってもそれだけでは業務起因性を認めておらず、数量的な要件を満たさない場合は、個別検討、すなわち本省協議に付すとしています。また、従来の基準では、石綿小体または石綿繊維の本数が一定以上であれば暴露歴を問うことなく認定していたものを、暴露歴が1年未満のものは本省協議に付すとしています。

このように平成24年基準は「基準の明確化」と銘打っておきながら、一部認定範囲を狭めて本省協議に付する部分を広げており、実際には、基準の改悪となっている面もあります。

従って、仮に不支給処分が下された場合であっても、審査請求等を行って、救済の道を探すべきですし、更には司法判断を仰ぐことも積極的に検討すべきです。

厚労省 HP 石綿による疾病の認定基準（肺がん関係）の改正のポイント

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000026n7b-att/2r98520000026n8s.pdf>

石綿による疾病の認定基準（肺がん関係）の改正のポイント

改正前の基準				改正後の基準					
	医学的所見	石綿作業 従事期間	業務上外 の判断		医学的所見	石綿作業 従事期間	業務上外 の判断	備考	
1	石綿肺所見	—	○	→	1	石綿肺所見	—	○	〈現行どおり〉
2	胸膜プラーク所見または石綿小体・石綿繊維	10年以上	○	→	2	胸膜プラーク所見	10年以上	○	当面、現行を維持 ただし、石綿製品製造の業 務については、平成8年以 降の期間を原則1/2で評価
		10年未満	△ (個別検討)			10年未満	△(個別検討)		
3	乾燥肺中の石綿小体 (5000本以上)または石 綿繊維(5μm超:200万 本以上等)	—	○	→	3	広範囲の胸膜プラーク所見 ・エックス線写真で確認できる場合 ・CT画像で胸壁の1/4以上ある場合	1年以上	○	〈新たな基準〉
							1年未満	△(個別検討)	
						①乾燥肺重量1g当たり5000本以上の石綿小体 ②乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿繊維(5μm超) ③乾燥肺重量1g当たり500万本以上の石綿繊維(1μm超) ④気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体 ⑤肺組織切片中の石綿小体又は石綿繊維	1年以上	○	
	1年未満	△(個別検討)	〈基準の明確化〉						
	上記の基準に達しない場合	—	△ (個別検討)						
4				→	4	びまん性胸膜肥厚 ※診断方法等や認定基準については、当該疾病の報告書のポイントを参照	—	○	〈新たな基準〉
5				→	5	医学的所見は不要	5年以上	○	〈新たな基準〉 次の3作業のいずれかに 従事 ・石綿紡織品製造作業 ・石綿セメント製品製造作業 ・石綿吹付け作業

石綿による疾病の認定基準（びまん性胸膜肥厚関係）の改正のポイント

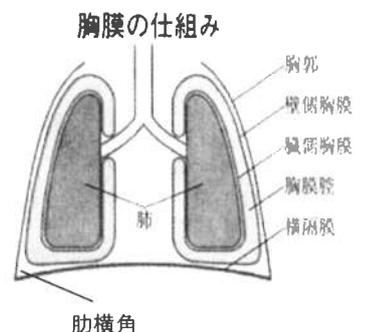
1 認定基準

改正前の基準 (以下の①~④をすべて満たす)	改正後の基準
① 石綿作業従事期間3年以上	① 現行どおり
② 著しい呼吸機能障害がある	② 現行どおり
③ 肥厚の厚さ5mm以上	③ 不要（肥厚の厚さは問わない）
④ 肥厚の広がり ・片側のみある場合：側胸壁の1/2以上 ・両側にある場合：側胸壁の1/4以上	④ 現行どおり

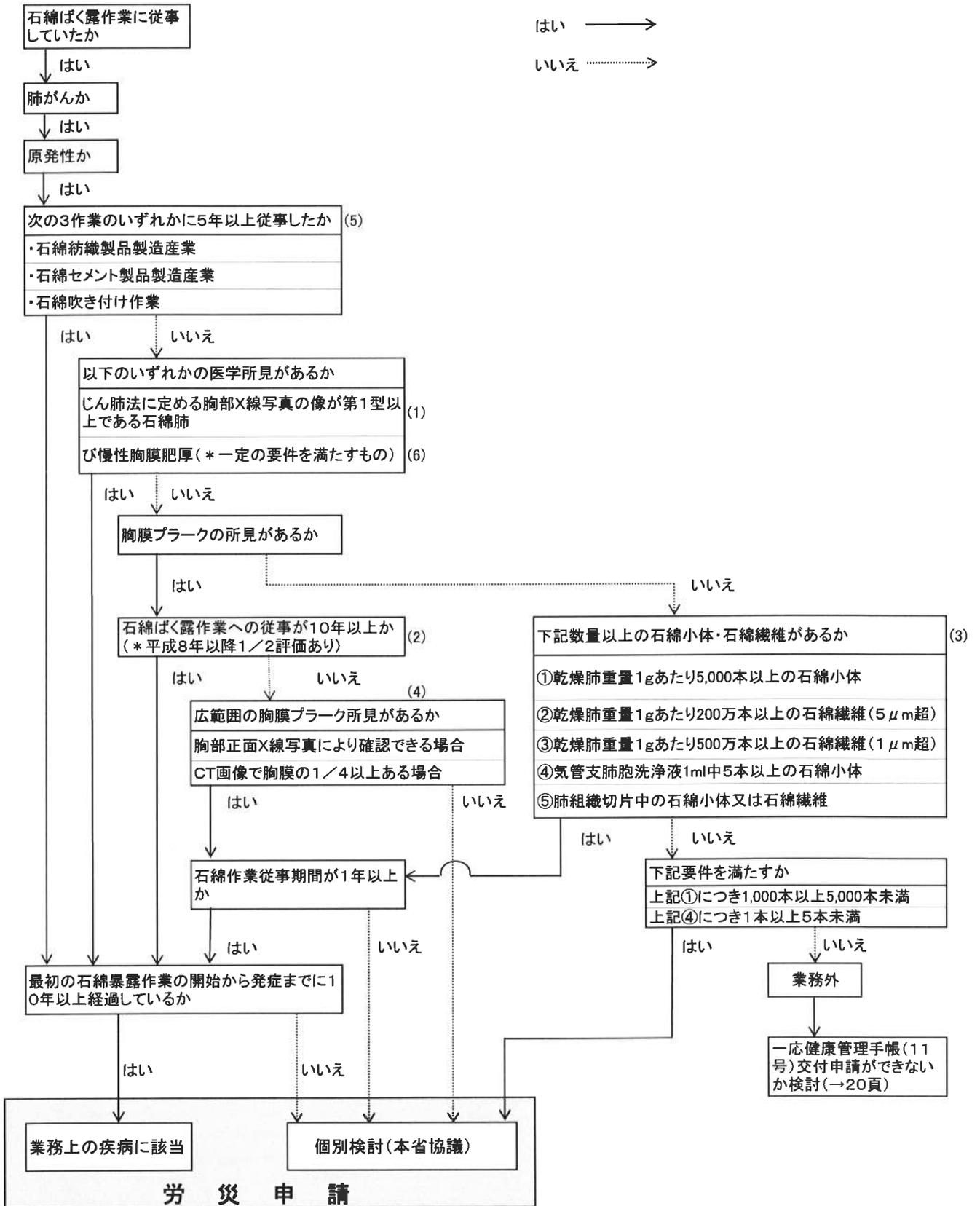
2 認定に当たっての留意事項

びまん性胸膜肥厚の適正な診断の確認

- びまん性胸膜肥厚とは、石綿ばく露を原因として臓側胸膜と壁側胸膜がゆ着して広範囲に肥厚する状態を指すが、その診断は認定基準の別添2（「びまん性胸膜肥厚」の診断方法）の内容に則して行われたものであること。
- びまん性胸膜肥厚と同様の状態は、石綿関連疾患以外の肺疾患等に併いよくみられるものであることから、他の疾患との鑑別が適切に行われていること。



肺がんフローチャート



びまん性胸膜肥厚について

平成 22 年 7 月（平成 22 年 7 月 1 日基発 0701 第 10 号）と平成 24 年 3 月（平成 24 年 3 月 29 日基発 0329 第 2 号）の 2 回改正がなされ、改正後の認定基準は次のとおりです。平成 22 年改正では、「著しい呼吸機能障害」の範囲が拡大され、平成 24 年改正では、肥厚の厚さの要件が撤廃されました。

石綿ばく露労働者に発生したびまん性胸膜肥厚で、次の（1）から（3）の全ての要件に該当すること

（1）胸部 CT 画像上、肥厚の広がり、片側のみ肥厚がある場合は則胸壁の 1 / 2 以上、両側に肥厚がある場合は側胸壁の 1 / 4 以上あること。

（2）著しい呼吸機能障害を伴うこと。

著しい呼吸機能障害とは、次のア又はイに該当する場合をいう。

ア パーセント肺活量（%VC）が 60%未満である場合

イ パーセント肺活量（%VC）が 60%以上 80%未満であって、次の（ア）又は（イ）に該当する場合

（ア） 1 秒率が 70%未満であり、かつ、パーセント 1 秒率が 50%未満である場合

（イ） 動脈血酸素分圧（PaO₂）が 60 Torr 以下である場合又は肺泡気道脈血酸素分圧較差（AaDO₂）が別表（平成 24 年 3 月 29 日基発 0329 第 2 号の別表参照）の限界値を超える場合

（3）石綿ばく露作業への従事期間が 3 年以上あること。

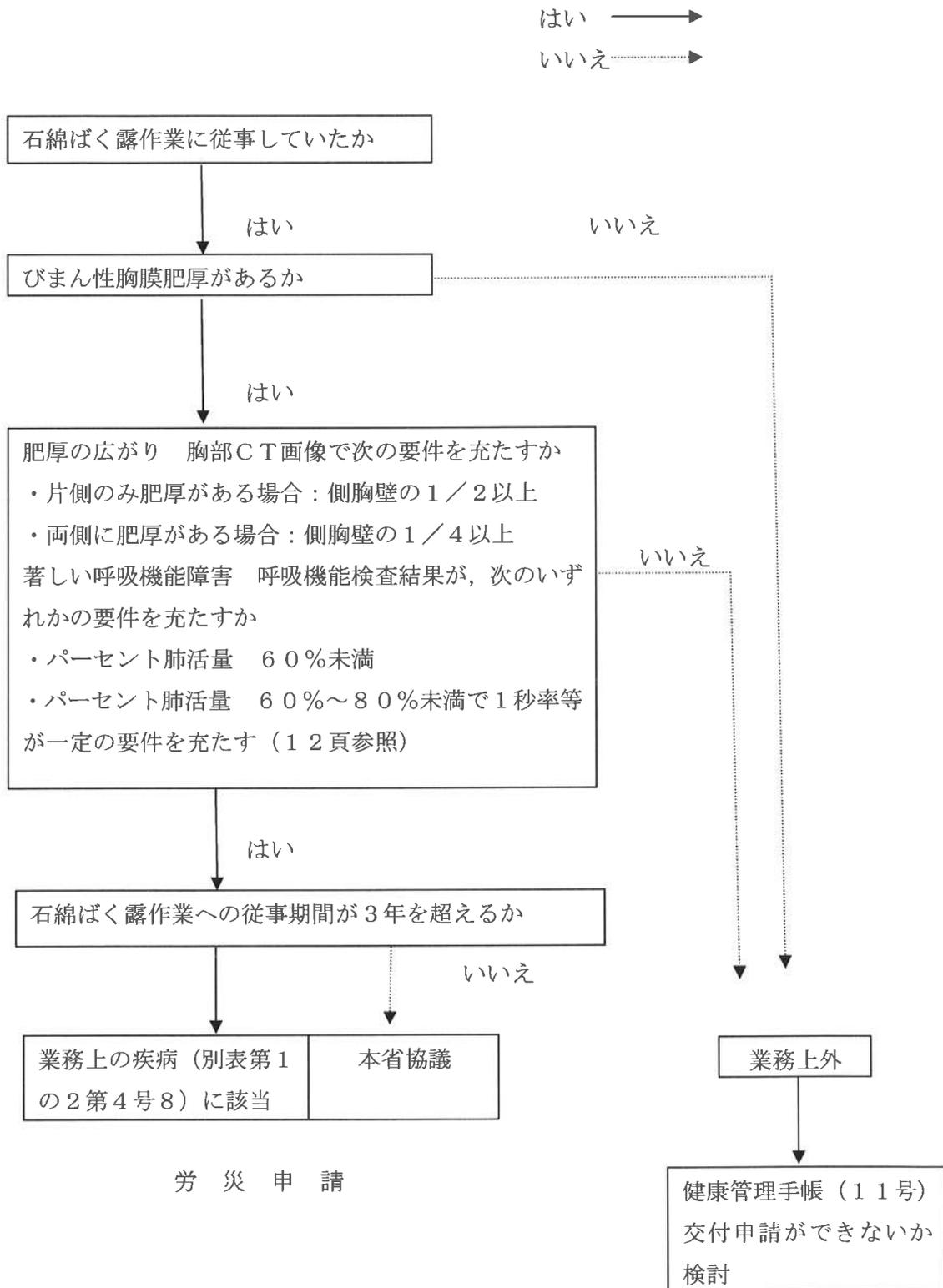
解説

1 「石綿ばく露労働者」については、各疾患に共通の要件であり、改訂版 15 頁に記載したとおりです。

2 著しい肺機能障害

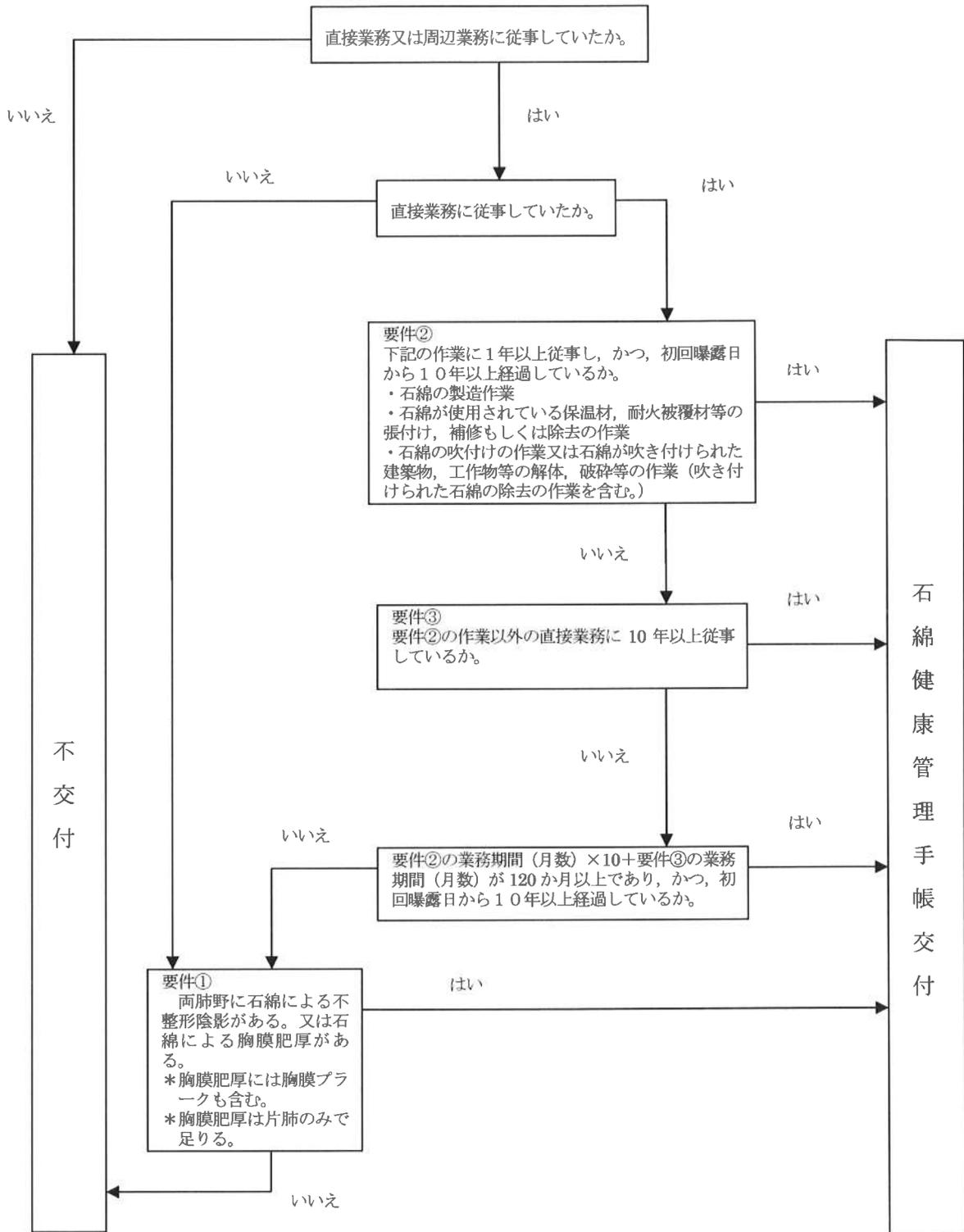
著しい肺機能障害の基準となる「パーセント肺活量」「1 秒率」等は、専門的な呼吸機能検査によって測定される数値であり、検査が可能な医療機関に測定と判定を依頼します。肥厚の広がり要件とともに、この数値が労災認定にかかわることから、石綿関連疾患の治療経験の豊富な医療機関に依頼することをお勧めします。

びまん性胸膜肥厚フローチャート



「石綿による疾病の認定基準について」（基 032902 号平成 24 年 3 月 29 日）第 2 の 4 による

石綿健康管理手帳（11号）フローチャート



石綿ばく露作業

1	石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
2	倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
3	次のアからオまでに掲げる石綿製品の製造工程における作業
ア	石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
イ	石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
ウ	ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
エ	自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
オ	電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
4	石綿の吹付け作業
5	耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
6	石綿製品の切断等の加工作業
7	石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
8	石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
9	石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）等）等の取扱い作業
10	(1)から(9)までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業
11	(1)から(10)までの作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業

「石綿による疾病の認定基準について」（基発第 0329第 2号平成24年3月29日）第1の2による

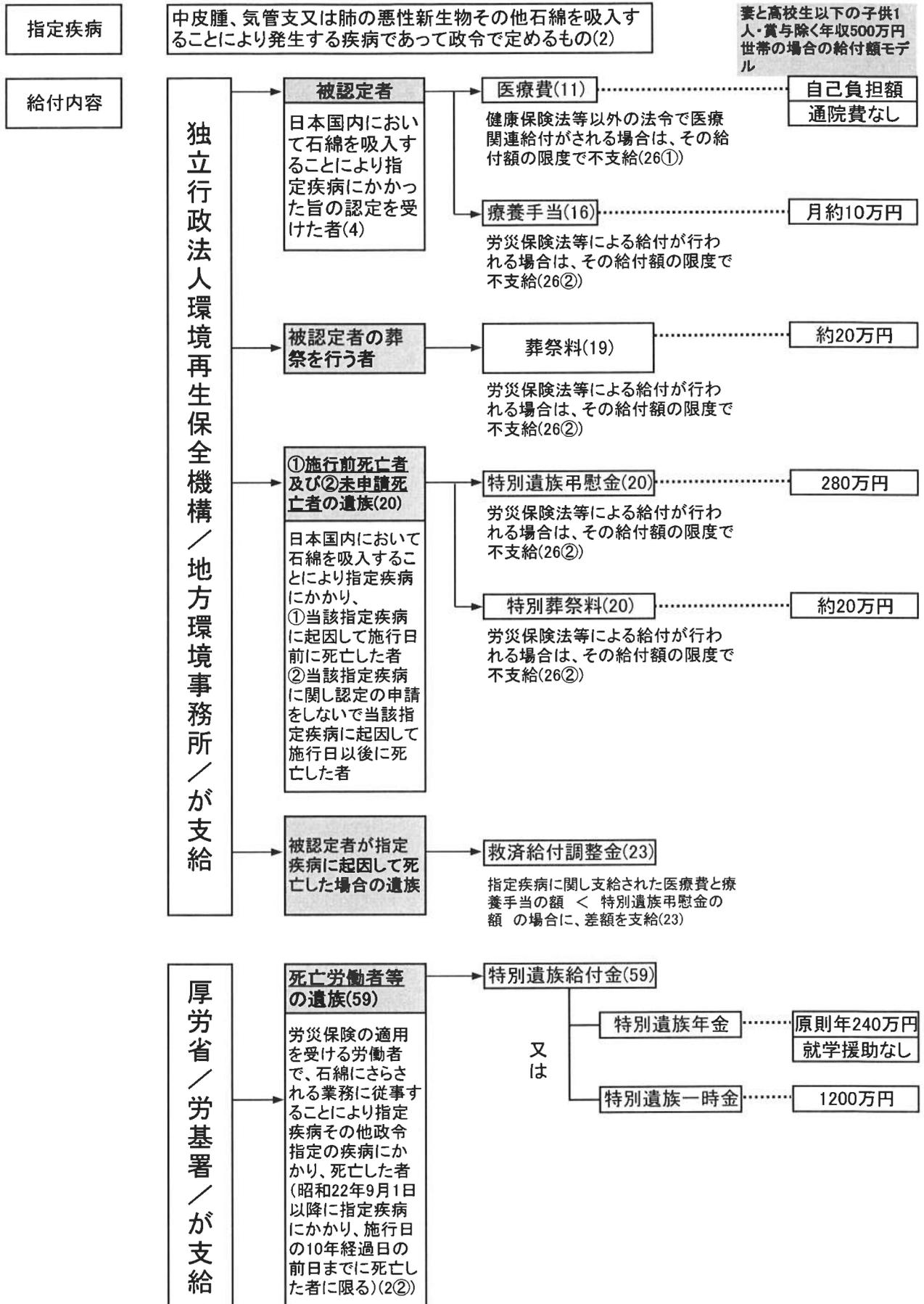
健康管理手帳を交付する業務(安衛法67条1項)

安衛法施行令23条(業務)	安衛法施行規則53条1項(交付要件)	受けられる行政上のサービス	
<p>3号</p> <p>粉じん作業(じん肺法(昭和35年法律第30号)第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。)(注1)</p>	<p>表令23条3号</p> <p>じん肺法第13条第2項(同法第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。)(規定により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること。</p>	<p>管理2</p>	<p>指定機関で肺がんについての定期健康診断を年1回無料で受診</p>
<p>11号</p> <p>石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務</p>	<p>表令23条11号</p> <p>直接業務</p> <p>令第23条第11号の業務(石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿等」という。))を製造し、又は取り扱う業務に限る。)</p> <p>間接業務</p> <p>令第23条第11号の業務(石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。)</p>	<p>管理3</p>	<p>指定機関で指定項目についての定期健康診断を年1回無料で受診</p>
	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>1 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。</p> <p>2 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。)(1年以上に従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上を経過していること。</p> <p>3 石綿等を取り扱う作業(前号の作業を除く。)(10年以上に従事した経験を有していること。</p> <p>4 前2号に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件(注2)に該当すること。</p>		<p>指定機関で指定項目についての定期健康診断を年2回(6か月に1回)無料で受診</p>

(注1)粉じん作業には、石綿作業も含まれているため、石綿作業に従事した者でじん肺に関する健康管理手帳の交付要件を満たす場合、3号だけでなく11号の健康管理手帳の交付を受けられることができる。

(注2)厚生労働大臣が定める要件は、直接業務の2号の作業に従事した月数に10を乗じて得た数と3号の作業に従事した月数との合計が120以上であって、かつ、初めて石綿等にはく露した日から10年以上を経過していることとされている(平成19年9月26日基発第0926009号)。

アスベスト新法による給付の概要



4 健康管理手帳交付申請の書式

〈必要書類〉

(1) 健康管理手帳交付申請書 「安衛則 様式第 7 号」

(2) 従事歴申告書 (健康管理手帳交付申請書添付用) 「様式第 1 号」

(3) 石綿作業に従事していたこと及び従事期間を証明する書類として

① 事業者の証明が得られる場合

- 事業者証明書 [従事歴証明書 (事業者記載用) 「様式第 3 号」]

② 事業者の証明が得られない場合 (証明が不十分な場合を含む)

- 本人申立書 [従事歴申立書 (本人記載用) 「様式第 5 号」] 及び
- 同僚証明書 [従事歴証明書 (同僚記載用) 「様式第 7 号」] 2 名以上

③ 事業者同僚の証明がともに得られない場合 (証明が不十分な場合を含む)

- 本人申立書 [従事歴申立書 (本人記載用) 「様式第 5 号」] 及び
- 従事歴を証明する以下の書類 (1 種類以上)

- ・ 石綿障害予防規則に基づく石綿健康診断個人票若しくは石綿に係るじん肺健康診断結果証明書の写し, 又は本人への結果通知の写し
- ・ 社会保険の被保険者記録 (被保険者記録照会回答票等)
- ・ 雇用保険に係る証明書 (雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書)
- ・ 給与明細
- ・ その他 本人申立書に記載された内容を裏付ける客観的な書類

* 交付申請に係る留意事項

- a 申請対象は労働者又は労働者であったもので, 事業主, 一人親方は対象外となります。
- b 事業者証明書, 本人申立書及び同僚証明書については, 証明する期間において勤務した事業場及び業務ごとの提出が必要とされています。
- c 従事歴を証明する書類等については, 交付要件の従事歴に相当する期間の全期間について必要とされています。
- d 「証明が不十分な場合」とは, 例えば雇用期間のみが証明され, 当該業務に従事していたか否かについては証明されていない場合等をいいます。

(4) 「両肺野に石綿による不整形陰影があり, 又は石綿による胸膜肥厚の陰影があること」の要件による申請については, (1) ~ (3) の書類に加え, 次の①又は②のどちらか

① 胸部エックス線直接撮影写真又は C T 写真等の特殊なエックス線撮影による写真 (注)

及び石綿による不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影がある旨の記述等のある医師による診断書(同様の記載のある石綿健康診断個人票又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可)

(注)可能な限り,胸部エックス線直接撮影写真及びC T写真の両方の提出が望ましい。

- ② じん肺管理区分が管理2以上のじん肺管理区分決定通知書の写し及び当該決定の際に都道府県労働局長に提出されたじん肺健康診断結果証明書の写し

本稿は,大阪労働局作成のリーフレット (<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/osaka-roudoukyoku/doc/joken/pdf/hituyoushorui.pdf>) に基づいています。

詳細は,各労働局のホームページ(例えば大阪労働局の場合 http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/tetyou.html)等を参照のこと。

なお,大阪労働局の場合,上記ホームページから申請のための様式をダウンロードすることができます。

様式第7号(第53条関係)

健康管理手帳交付申請書

手帳の種類	ベンジジン等、じん肺、クロム酸等、 ^ひ 砒素、コールタール、 ビス(クロロメチル)エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿		
(ふりがな) 氏名		性別	男・女
生年月日	(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日生		
住所	郵便番号 _____ 都道府県 _____ 電話 () _____		
本籍地	() 都道府県 ※都道府県のみご記入下さい。		

労働安全衛生法第67条の規定により、健康管理手帳を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

申請者



大阪 労働局長 殿

備考

- 1 労働安全衛生規則第53条第3項の書類を添付すること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第1号

従事歴申告書(健康管理手帳交付申請書添付用)

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男 女	年 月 日
住所	〒 ー		
該当交付要件(石綿業務の申請に限る) 右記の交付要件で該当すると思われるものに○を1つ付けてください。 (1. のcに○がある場合、胸部所見及び従事歴の両方の審査を行い、交付・不交付の決定通知をお送りします。)		1. 石綿等を製造し、又は取り扱う業務 ()a「胸部所見」 ()b「従事歴」 ()c「胸部所見」、「従事歴」の両方 2. 石綿等を製造し、又は取り扱う業務の周辺業務 ()「胸部所見」	
職歴(申請している健康管理手帳に係る業務の職歴を記載してください。)			
従事期間	事業場の名称と所在地	従事した業務	
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者： _____ 印

従事歴証明書(事業者記載用)(石綿)

ふりがな			
申請者氏名			
雇入年月日	年 月 日	離職年月日	年 月 日
① 事業場の主な業務内容			
② 申請者の石綿に係る具体的な業務内容			
③ ②に記載された業務に該当する右記の業務の種類に○を1つ付けてください。	1. 石綿等を製造し、又は取り扱う業務 ()石綿等の製造作業 ()石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業 ()石綿等の吹付けの作業 ()石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業 ()上記以外の石綿等を取り扱う作業 2. 石綿等を製造し、又は取り扱う業務の周辺業務 ()石綿等を製造し、又は取り扱う作業場内における1. 以外の作業 3. その他 ()1. 及び2. 以外の作業		
④ ②に記載された業務への従事期間	年 月～	年 月	(年 ヶ月)
⑤ ④に記載された従事期間における②に記載された業務の頻度			
⑥ ④に記載された従事期間における石綿健康診断の実施状況	有	・ 無	・ 不明
⑦ ④に記載された従事期間における石綿に係るじん肺健康診断の実施状況	有	・ 無	・ 不明
⑧ 備考欄 (貴事業場の名称が合併・分社化等により変更され、申請者が②の業務に従事していた時期の事業場の名称と異なる場合は、事業場の沿革等を記載してください。)			

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

証明者(事業者) 事業場の名称： _____

所在地： _____

代表者： _____ 印

(注意)：事業者が証明する業務内容が複数の場合には、業務毎に証明書を作成してください。

従事歴申立書(本人記載用)(石綿)

① 事業場名	
② 事業場所在地	
③ ①に記載された事業場における申請者の石綿に係る具体的な業務内容(詳細に記載してください。)	
④ ①に記載された事業場における石綿健康診断実施の有無	(有 ・ 無 ・ 不明)
⑤ ③に記載された業務に該当する右記の業務の種類に○を1つ付けてください。	<p>1. 石綿等を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>()石綿等の製造作業</p> <p>()石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業</p> <p>()石綿等の吹付けの作業</p> <p>()石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業</p> <p>()上記以外の石綿等を取り扱う作業</p> <p>2. 石綿等を製造し、又は取り扱う作業の周辺業務</p> <p>()石綿等を製造し、又は取り扱う作業場内における1. 以外の作業</p>
⑥ ③に記載された業務への従事期間	年 月～ 年 月 (年 ヶ月)
⑦ ⑥に記載された従事期間における③に記載された業務の頻度	
⑧ ③に記載された業務への従事に関して、右記の書類がある場合には○を付けてください。(※ 右記の「3 健康診断結果」とは石綿健康診断個人票若しくは石綿に係るじん肺健康診断個人票又は本人への結果通知を指す。)	<p>()1 事業者の証明書</p> <p>()2 同僚の証明書</p> <p>()3 健康診断結果(※)</p> <p>()4 社会保険の被保険者記録</p> <p>()5 給与明細</p> <p>()6 雇用保険に係る証明書</p> <p>()7 その他()</p>
⑨ ⑧において1が得られない場合にはその理由を記載してください。	
⑩ ⑧において2が得られない場合にはその理由を記載してください。	
⑪ ⑧において3～7の書類が、⑥に記載された従事期間の一部について得られた場合には、残りの期間について3～7の書類が得られない理由を記載してください。	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

(注意)：事業場及び業務毎に申立書を作成してください。

従事歴証明書(同僚記載用)(石綿)

ふりがな	
申請者氏名	
申請者との関係	
① 申請者が石綿業務に従事した事業場名、所在地、主な業務内容等	事業場名： 所在地： 上記事業場の存続の状況：(存続 ・ 廃止 ・ 不明) 事業場の主な業務内容：
② 申請者の石綿に係る具体的な業務内容	
③ ②に記載された業務に該当する右記の業務の種類に○を1つ付けてください。	1. 石綿等を製造し、又は取り扱う業務 ()石綿等の製造作業 ()石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業 ()石綿等の吹付けの作業 ()石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業 ()上記以外の石綿等を取り扱う作業 2. 石綿等を製造し、又は取り扱う作業の周辺業務 ()石綿等を製造し、又は取り扱う作業場内における1. 以外の作業
④ ②に記載された業務への従事期間	年 月～ 年 月 (年 ヶ月)
⑤ ④に記載された従事期間における②に記載された業務の頻度	
⑥ 証明者(同僚)の石綿健康管理手帳の所持の有無	有 ・ 無

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

証明者(同僚) 住所： _____

氏名： _____ 印

(注意)：同僚が証明する業務内容が複数の場合には、業務毎に証明書を作成してください。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

石綿による疾病の認定基準について

石綿による疾病の認定基準については、平成 18 年 2 月 9 日付け基発第 0209001 号（以下「平成 18 年通達」という。）により指示してきたところであるが、今般、「石綿による疾病の認定基準に関する検討会」の検討結果を踏まえ、下記のとおり認定基準を改正したので、今後は本認定基準に基づき業務上外を判断されたい。

なお、本通達の施行に伴い、平成 18 年通達及び平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317010 号「特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について」は廃止する。

記

第 1 石綿による疾病と石綿ばく露作業

1 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病としては、次のものがある。

- (1) 石綿肺
- (2) 肺がん
- (3) 中皮腫
- (4) 良性石綿胸水
- (5) びまん性胸膜肥厚

2 石綿ばく露作業

石綿ばく露作業とは、次に掲げる作業をいう。

- (1) 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- (2) 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業

- (3) 次のアからオまでに掲げる石綿製品の製造工程における作業
 - ア 石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
 - イ 石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高压管、石綿円筒等のセメント製品
 - ウ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
 - エ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - オ 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- (4) 石綿の吹付け作業
- (5) 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- (6) 石綿製品の切断等の加工作業
- (7) 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- (8) 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- (9) 石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）等）等の取扱い作業
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業
- (11) (1)から(10)までの作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業

第2 認定要件

1 石綿肺（石綿肺合併症を含む。）

石綿ばく露作業（第1の2の(1)から(11)までに掲げる作業をいう。以下同じ。）に従事しているか又は従事したことのある労働者（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条に規定する特別加入者を含む。以下「石綿ばく露労働者」という。）に発生した疾病であって、じん肺法（昭和35年法律第30号）第4条第2項に規定するじん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条第1号から第5号までに掲げる疾病（じん肺管理区分が管理4の者に合併した場合も含む。）は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2（以下「別表第1の2」という。）第5号に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

2 肺がん

石綿ばく露労働者に発症した原発性肺がんであって、次の(1)から(6)までのいずれかに該当するものは、最初の石綿ばく露作業（労働者として従事したものに限らない。）を開始したときから10年未満で発症したものを除き、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

- (1) 石綿肺の所見が得られていること（じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上であるものに限る。以下同じ。）。
- (2) 胸部エックス線検査、胸部CT検査等により、胸膜プラークが認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間（石綿ばく露労働者としての従事期間に限る。以下同じ。）が10年以上あること。ただし、第1の2の(3)の作業に係る従事期間の算定において、平成8年以降の従事期間は、実際の従事期間の1/2とする。
- (3) 次のアからオまでのいずれかの所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。
 - ア 乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体
 - イ 乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿繊維（5 μ m超）
 - ウ 乾燥肺重量1g当たり500万本以上の石綿繊維（1 μ m超）
 - エ 気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体
 - オ 肺組織切片中の石綿小体又は石綿繊維
- (4) 次のア又はイのいずれかの所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業の従事期間が1年以上あること。
 - ア 胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像により当該陰影が胸膜プラークとして確認されるもの。

胸膜プラークと判断できる明らかな陰影とは、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合をいう。

 - (ア) 両側又は片側の横隔膜に、太い線状又は斑状の石灰化陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。
 - (イ) 両側側胸壁の第6から第10肋骨内側に、石灰化の有無を問わず非対称性の限局性胸膜肥厚陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。
 - イ 胸部CT画像で胸膜プラークを認め、左右いずれか一侧の胸部CT画像上、胸膜プラークが最も広範囲に描出されたスライスで、その広がり胸壁内側の1/4以上のもの。
- (5) 第1の2の石綿ばく露作業のうち、(3)のア、イ若しくは(4)のいずれかの作業への従事期間又はそれらを合算した従事期間が5年以上あること。ただし、従事期間の算定において、平成8年以降の従事期間は、実際の従事期間の1/2とする。
- (6) 第2の4の要件を満たすびまん性胸膜肥厚を発症している者に併発したものの。

3 中皮腫

石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であって、次の(1)又は(2)に該当するものは、最初の石綿ばく露作業（労働者として従事したものに限らない。）を開始したときから10年未満で発症したものを除き、別表

第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

- (1) 石綿肺の所見が得られていること。
- (2) 石綿ばく露作業の従事期間が1年以上あること。

4 びまん性胸膜肥厚

石綿ばく露労働者に発症したびまん性胸膜肥厚であって、次の(1)から(3)までのいずれの要件にも該当する場合には、別表第1の2第4号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

- (1) 胸部CT画像上、肥厚の広がり、片側にのみ肥厚がある場合は側胸壁の1/2以上、両側に肥厚がある場合は側胸壁の1/4以上あるものであること。
- (2) 著しい呼吸機能障害を伴うこと。

この著しい呼吸機能障害とは、次のア又はイに該当する場合をいうものであること。

ア パーセント肺活量(%VC)が60%未満である場合

イ パーセント肺活量(%VC)が60%以上80%未満であって、次の(ア)又は(イ)に該当する場合

(ア) 1秒率が70%未満であり、かつ、パーセント1秒量が50%未満である場合

(イ) 動脈血酸素分圧(PaO₂)が60Torr以下である場合又は肺胞気動脈血酸素分圧較差(AaDO₂)が別表の限界値を超える場合

- (3) 石綿ばく露作業への従事期間が3年以上あること。

第3 認定に当たっての留意事項

1 肺がん関係

- (1) 第2の2の(3)のアに示す乾燥肺重量1g当たりの石綿小体の数については、標準的な方法(現時点においては独立行政法人労働者健康福祉機構・同環境再生保全機構発行の「石綿小体計測マニュアル(第2版)」に示された方法)により計測されたものを用いること。
- (2) 第2の2の(3)のオに示す「肺組織切片中の石綿小体又は石綿繊維」の所見とは、通常、プレパラート上に作成された肺組織の薄切り試料の中に石綿小体又は石綿繊維が光学顕微鏡で確認された場合をいうものであること。
- (3) 第2の2の(4)のアにおける「胸膜プラークと判断できる明らかな陰影」の所見については、別添1(「胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影」に係る画像例及び読影における留意点等)の内容に則して判断されるべきものであること。

2 中皮腫関係

中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけではなく、病理組織検査結果に基づく確定診断がなされることが重要である。確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、結核性胸膜炎、その他の炎症性胸水などとの

鑑別が必要となる。

このため、中皮腫の業務上外の判断に当たっては、病理組織検査記録等も収集の上、確定診断がなされているかを必ず確認すること。

なお、病理組織検査が行われていない事案については、改めて病理組織検査に基づく確定診断が行われるようにし、それが実施できないものであるときは、体液腔細胞診、臨床検査結果（腫瘍マーカーを含む。）、画像所見、臨床経過、他疾患との鑑別を踏まえて診断が行われるようにすること。

3 びまん性胸膜肥厚関係

(1) びまん性胸膜肥厚は、胸郭の臓側胸膜に炎症があり、それが壁側胸膜に波及し、両者がゆ着している病態のうち、石綿ばく露を原因として生じたものをいうが、びまん性胸膜肥厚の診断は、別添2（「びまん性胸膜肥厚」の診断方法）の内容に則して行われるべきものであること。

(2) びまん性胸膜肥厚と同様の病態、すなわち胸郭の臓側胸膜に炎症があり、それが壁側胸膜に波及し、両者がゆ着している病態は、臨床上、以下に示すような石綿による疾病以外の肺疾患等に伴いよくみられるものであることから、びまん性胸膜肥厚の業務上外の判断に当たっては、その診断根拠となった臨床所見、臨床経過、臨床検査結果等の資料を収集し、石綿ばく露を原因として生じたものとの診断が適切になされていることを確認すること。

ア 感染症（細菌性膿胸、結核性胸膜炎）

イ 膠原病（リウマチ性胸膜炎ほか）

ウ 薬剤性線維性胸膜炎

エ 放射線治療（後）

オ 外傷性血胸

カ 冠動脈バイパス術等の開胸術（後）

キ 尿毒症性胸膜炎

ク 悪性腫瘍

(3) びまん性胸膜肥厚について、著しい呼吸機能障害を伴うものであるか否かを判定する際に、「パーセント肺活量（%VC）」並びに「1秒率」、「パーセント1秒量」、「動脈血酸素分圧（ $P a O_2$ ）」及び「肺泡気動脈血酸素分圧較差（ $A a D O_2$ ）」（以下「1秒率等」という。）の各指標を用いる意義は、それぞれ次のとおりであること。

ア パーセント肺活量（%VC）

パーセント肺活量（%VC）は、肺活量の正常予測値に対する実測値の割合（%）で示される指標である。

びまん性胸膜肥厚による呼吸機能障害は、通常、拘束性換気障害を呈するものであることから、拘束性換気障害の程度を評価する指標としてこれを用いる。

なお、肺活量の正常予測値は、2001年に日本呼吸器学会が提案した次の予

測式により算出する（次のイの予測式も同様である。）。

[予測式]

男性： $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.258$ (L)

女性： $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)

イ 1秒率等

1秒率は、努力肺活量に対する1秒間の呼出量（1秒量）の割合（％）で示される指標であり、また、パーセント1秒量は、1秒量の正常予測値に対する実測値の割合（％）で示される指標である。

現段階では、びまん性胸膜肥厚による呼吸機能障害について、拘束性換気障害に閉塞性換気障害が合併することがあり得ることも否定できないことから、閉塞性換気障害の程度を評価する指標としてこれらを用いる。

[予測式]

男性： $0.036 \times \text{身長 (cm)} - 0.028 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)

女性： $0.022 \times \text{身長 (cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$ (L)

さらに、動脈血酸素分圧（ $P a O_2$ ）は、低酸素血症の程度を示す指標であり、肺泡気動脈血酸素分圧較差（ $A a D O_2$ ）は、ガス交換障害の程度を示す指標であり、びまん性胸膜肥厚による呼吸機能障害の程度を判定するための補完的な指標として用いる。

4 特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づく特別遺族給付金の認定における疾病の特定及び死亡の原因の判断については、上記2及び3にかかわらず、特別遺族給付金の支給請求書に添付された死亡診断書等の記載事項証明書等の記載内容により判断すれば足りるものであること。

ただし、死亡の原因の判断については、石綿肺（石綿肺合併症を含む。）、中皮腫、肺がん及びびまん性胸膜肥厚に限るものであること。

5 本省協議

以下の事案については、関係資料を添えて本省に協議すること。

(1) 肺がん

ア 最初の石綿ばく露作業を開始したときから10年未満で発症したもの（第2の2のいずれかの要件に該当するものに限る。）。

イ 第2の2の(2)において、胸膜プラークは認められるものの、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たないもの（ただし書きが適用された結果、算定した従事期間が10年に満たないものを含む。）。

ウ 乾燥肺重量1g当たり1,000本以上5,000本未満又は気管支肺胞洗浄液1ml中1本以上5本未満の石綿小体が認められるもの。

エ 第2の2の(3)又は(4)のいずれかの所見は得られているが、石綿ばく露作業への従事期間が1年に満たないもの。

オ 第2の2の(5)のただし書きが適用された結果、算定した従事期間が5年に

満たないもの。

(2) 中皮腫

ア 胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜以外の中皮腫と診断されたもの。

イ 第2の3の(1)又は(2)に該当するが、最初の石綿ばく露作業を開始したときから10年未満で発症したもの。

ウ 第2の3の(1)及び(2)のいずれにも該当しないもの。

(3) 良性石綿胸水

全事案

(4) びまん性胸膜肥厚

第2の4の(1)及び(2)の要件に該当するが、(3)の要件に該当しないもの。

(5) その他の疾病

第2で認定要件を定めていない疾病で、石綿により発症したものとして請求があったもの。

肺胞気動脈血酸素分圧較差(AaDO₂)限界値

年齢 (歳)	限界値 (Torr)	年齢 (歳)	限界値 (Torr)
21	28.21	51	34.51
22	28.42	52	34.72
23	28.63	53	34.93
24	28.84	54	35.14
25	29.05	55	35.35
26	29.26	56	35.56
27	29.47	57	35.77
28	29.68	58	35.98
29	29.89	59	36.19
30	30.10	60	36.40
31	30.31	61	36.61
32	30.52	62	36.82
33	30.73	63	37.03
34	30.94	64	37.24
35	31.15	65	37.45
36	31.36	66	37.66
37	31.57	67	37.87
38	31.78	68	38.08
39	31.99	69	38.29
40	32.20	70	38.50
41	32.41	71	38.71
42	32.62	72	38.92
43	32.83	73	39.13
44	33.04	74	39.34
45	33.25	75	39.55
46	33.46	76	39.76
47	33.67	77	39.97
48	33.88	78	40.18
49	34.09	79	40.39
50	34.30	80	40.60

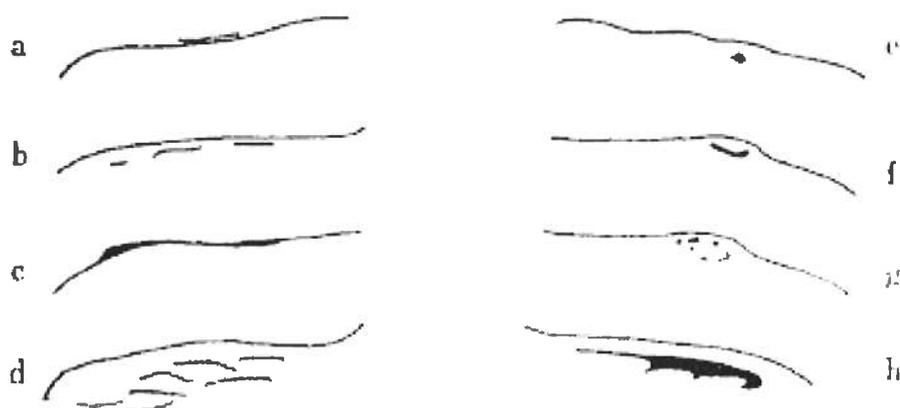
注) AaDO₂が各年齢の限界値を超える場合に著しい呼吸機能障害があると判定する。

「胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影」
に係る画像例及び読影における留意点等

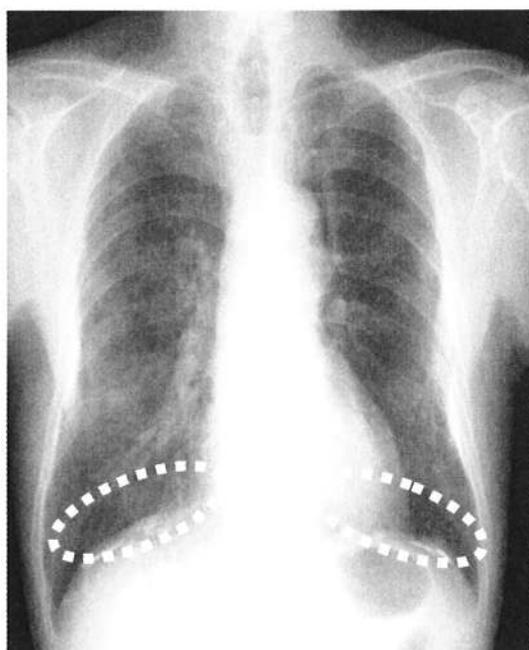
1 「胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影」に係る
画像例

- (1) 「両側又は片側の横隔膜に、太い線状又は斑状の石灰化陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。」に係るもの—図 1 及び写真 1、2

図 1 典型的な種々の横隔膜部石灰化像

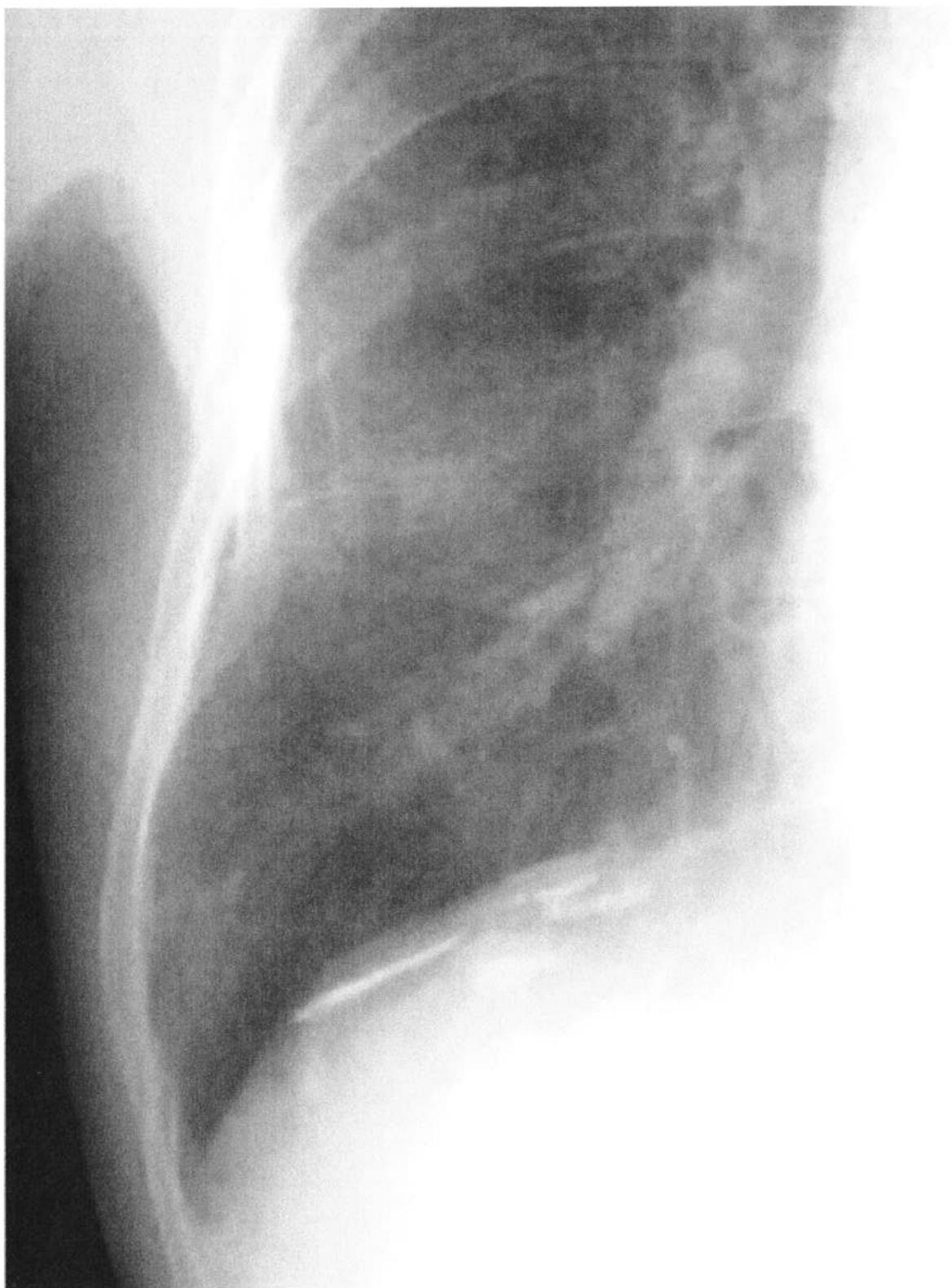


参考写真 1 典型的石灰化胸膜プラークの一例



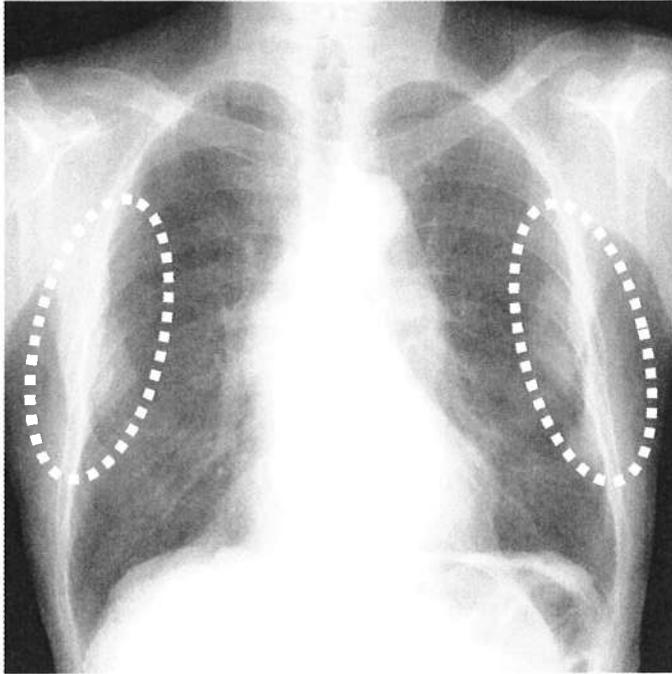
両側横隔膜に太い線状の石灰化陰影が認められ、肋横角は消失していない。

参考写真2 写真1の右拡大図



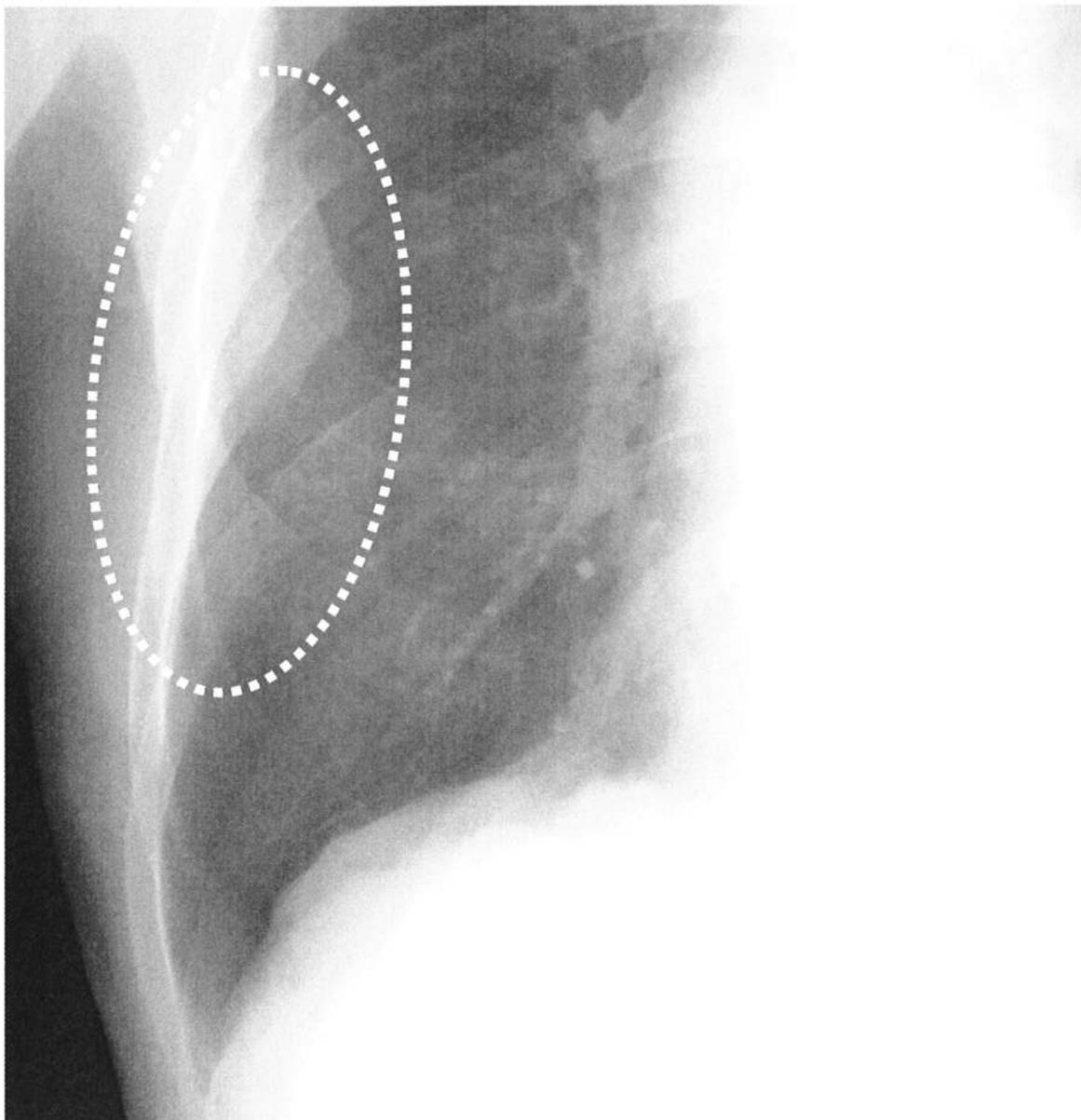
- (2) 「両側側胸壁の第6から第10肋骨内側に、石灰化の有無を問わず非対称性の限局性胸膜肥厚陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。」に係るもの—写真3、4

参考写真3 側胸部にみられる非石灰化胸膜プラーク例



両側側胸壁の第6から第10肋骨内側に、石灰化の有無を問わず非対称性の限局性胸膜肥厚陰影が認められ、肋横角の消失を伴わない。

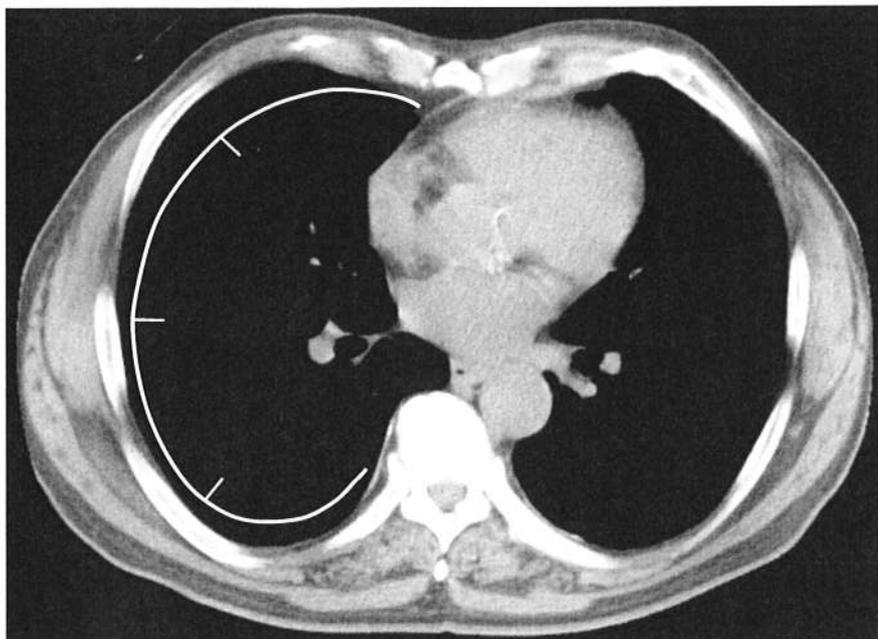
参考写真4 写真3の右拡大図



2 胸部 CT 画像における胸膜プラークの広がりに関する計測方法

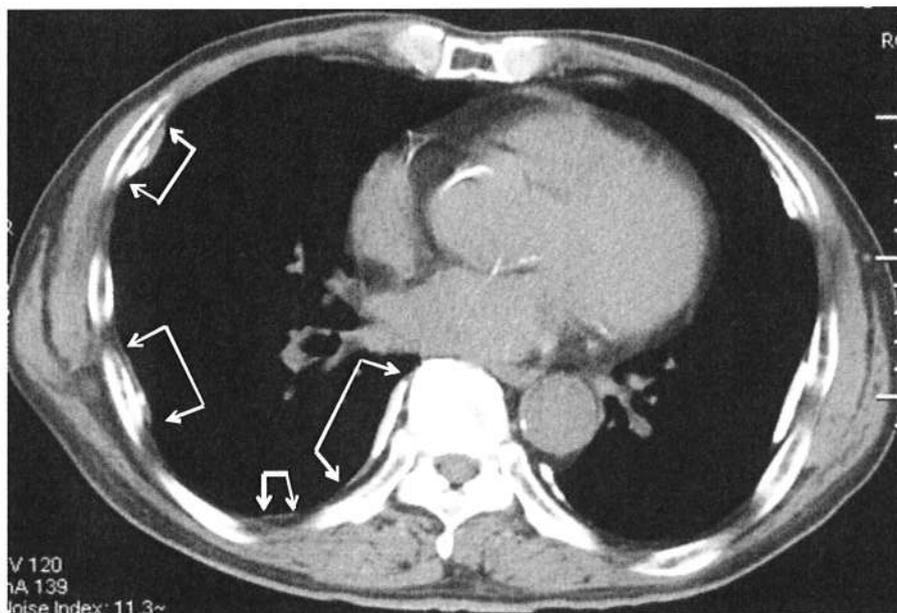
胸部 CT 画像での胸膜プラークの広がり、左右いずれか一側の胸部 CT 画像において最も広範囲に胸膜プラークが描出されたスライスを選択し、胸壁内側の長さを4等分し、胸膜プラークの広がりが1/4以上であるか否かを計測する。一側胸壁の範囲は、腹側は胸骨縁から背側は肋骨起始部に至るまでの胸壁内側とする(写真5)。胸膜プラークが複数ある場合(同一スライスで縦隔胸膜に認められる胸膜プラークを含む。)は、各胸膜プラークの範囲を合計する(写真6)。

参考写真5 胸膜プラークの CT 画像における胸壁内側の広がり の測定法



胸壁内側の長さの 4 等分を示す。

参考写真6 CT 画像における胸膜プラークの広がり の実測例



胸膜プラークの広がり が、同スライスの胸壁内側の長さの $1/4$ 以上か否かを計測する。この例では、4 個の胸膜プラーク (写真中に図示) を合計した範囲は $1/4$ 以上と判断される。

3 胸部画像の撮像条件及び胸膜プラークの読影における留意点

(1) 胸部正面エックス線写真及び胸部 CT の撮像条件について

胸部正面エックス線写真は、じん肺健康診断における撮影条件(じん肺診査ハンドブック)に基づいて適切な条件のもとに撮影されたもので読影に供されるべきである。DR 写真、CR 写真については、「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定における DR(FPD) 写真及び CR 写真の取扱い等について」の一部改正について(基安労発 1216 第 1 号、平成 22 年 12 月 16 日)及び「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定における DR(FPD) 写真及び CR 写真の取扱い等について」の一部改正について(基安労発 0926 第 3 号、平成 23 年 9 月 26 日)に基づいて撮像されたものであること。

胸部 CT は、背臥位又は腹臥位で深吸気位にて撮像する。画像は、できれば 5 mm 幅、5 mm 間隔が望ましい。機種にもよるが、おおむね肺野条件(window level -600~-700HU、window 幅 1,000~2,000HU)と縦隔条件(window level 0~50HU、window 幅 300~500HU)の範囲内で、使用する機器に応じた条件で表示する。胸膜プラークが疑われる場合には、可能な限り高分解能 CT(HRCT)を行うのが望ましい。なお、早期の石綿肺の検出には腹臥位がよい。

(2) 胸膜プラーク読影における留意点

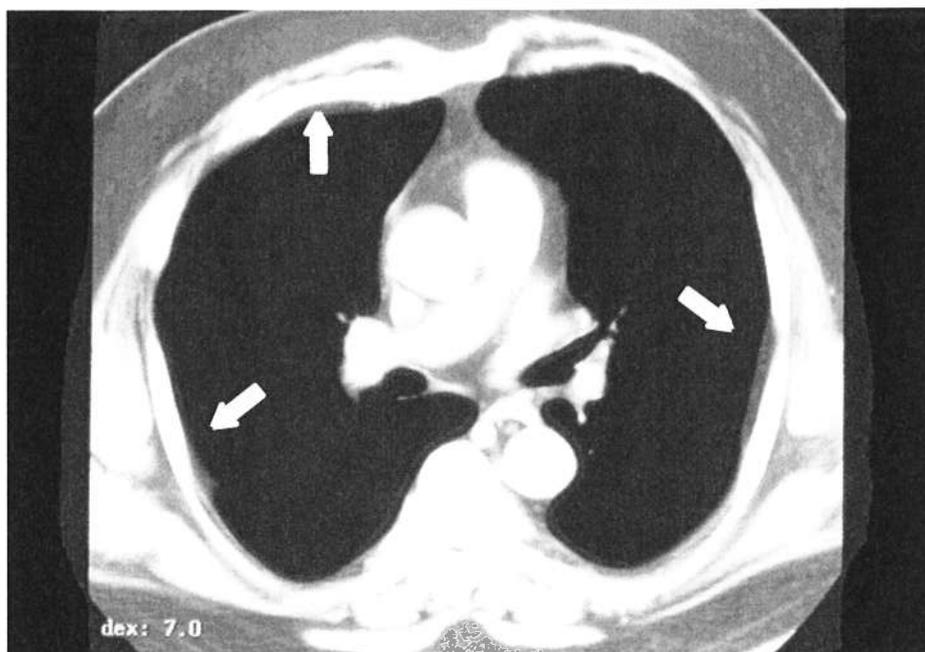
胸膜プラークは、石綿ばく露に起因する壁側胸膜の線維性組織の増生からなる変化で、限局性の平板状隆起を示す。通常は両側に多発するが、肺尖部や肋横角部近辺にはみられない。

胸部正面エックス線写真で肋横角の消失がある場合には、結核性胸膜炎や膿胸などの胸膜疾患の後遺症の可能性がある。このため、肋横角の消失がある側では胸膜プラークの有無についての診断は行わない。

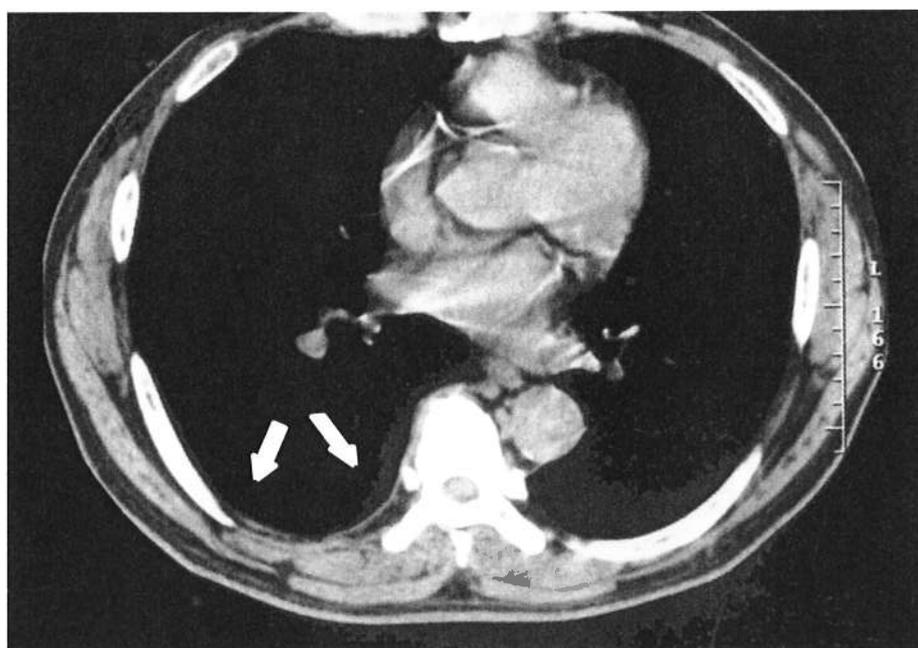
胸部正面エックス線写真での側胸壁内側の胸膜肥厚所見については、胸筋による陰影、胸膜下脂肪組織による陰影、肋骨随伴陰影(肋間筋、脂肪組織)との鑑別が必要である。これらは、両側で左右対称性の陰影として描出される場合が多い。また、古い肋骨々折後の化骨像や胸壁腫瘍などが胸膜プラークと混同される場合がある。胸膜プラークによる側胸壁内側の胸膜肥厚は、限局性で左右の形状は非対称性であり、内部に石灰化を伴う場合もある。

胸部 CT 画像上の胸膜プラークは、壁側胸膜の限局性肥厚を示す所見である。縦隔条件で肥厚の境界部が明らかで、かつ、肥厚部分の陰影濃度(CT 値)が胸筋と比べて同等又はそれ以上であることが確認できるものとする。また、縦隔条件ばかりでなく肺野条件も用いて肺野の変化に伴う胸膜の肥厚でないことを確認する。胸膜プラークと紛らわしい脂肪や肋間静脈の肥厚像を例示する(写真 7, 8)。

参考写真7 胸膜プラークと見誤りやすいものの一例（脂肪）



参考写真8 胸膜プラークと見誤りやすいものの一例（肋間静脈）



「びまん性胸膜肥厚」の診断方法

「びまん性胸膜肥厚」の診断は、画像による以外に有効なものはなく、専ら胸部エックス線写真、胸部 CT 画像の読影によることとなる。石綿ばく露以外の原因による疾患との鑑別がなされ、かつ石綿の職業ばく露歴が認められることを前提に以下の画像診断を行うことが適当である。

1 胸部エックス線写真による診断

びまん性胸膜肥厚の診断に関し、レントゲン学的にさまざまな定義が試みられているが、国際的に統一されたものはなく、2000 年の ILO 国際じん肺標準フィルムによるびまん性胸膜肥厚の定義は、厚さが 3mm 以上としている。しかし、厚さや広がりだけで、びまん性胸膜肥厚と、胸膜外脂肪組織との鑑別ができないのも事実である。また、融合した胸膜プラークとの鑑別もできない。

他方、肋横角 (costophrenic angle) の消失 (obliteration) をびまん性胸膜肥厚の所見とした場合には、肋横角消失を伴わない非常に稀なびまん性胸膜肥厚例が除外されるが、読影者間のばらつきが極めて小さくなるという意味で有用である。胸部 CT 画像所見に基づく精査を踏まえた結果においても、肋横角の消失による定義の方が一定の厚みと広がりによる定義よりも信頼性が高いとされており、胸部エックス線写真上の定義としては、肋横角の消失の方が最近では重要視されている。

ただし、胸部エックス線写真では、びまん性胸膜肥厚が十分に疑われるものでありながら肋横角の消失が認められない症例や胸膜外脂肪組織や融合した胸膜プラークとの鑑別が必要な症例もあることから、胸部 CT 画像による診断を併せて行うべきである。

2 胸部 CT 画像

多くの研究報告によれば、胸部エックス線写真と比べて、胸部 CT 画像は胸膜プラークやびまん性胸膜肥厚の所見、さらには軽度の肺線維化の所見を検出し、胸膜外脂肪との鑑別にはるかに有用であることは明らかである。我が国での CT 機器の普及を考慮すると、胸部エックス線写真による診断と胸部 CT 画像による診断を併せて評価するべきである。

なお、胸部 CT 画像による診断においては、胸膜がびまん性に肥厚している状態を確認するとともに、胸膜プラークの有無のチェックも重要である。

○ (参考画像) びまん性胸膜肥厚の胸部エックス線写真及び胸部 CT 画像例

